

第八十四回国会 参議院公害対策及び環境保全特別委員会会議録第九号

昭和五十三年四月十四日(金曜日)
午前十時二十三分開会

委員の異動

四月一日

辞任

川村 清一君
志苦 裕君

補欠選任

広田 幸一君
坂倉 藤吾君

四月八日

辞任

香脱タケ子君

補欠選任

渡辺 武君

四月十日

辞任

内田 善利君
渡辺 武君

補欠選任

馬場 富君
香脱タケ子君

四月十四日

辞任

藤井 丙午君
森下 泰君

補欠選任

小林 国司君
北 修二君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

田中寿美子君
久次米健太郎君
原 文兵衛君
矢田部 理君
小平 芳平君

委員

北 修二君
小林 国司君
三善 信二君
山内 一郎君
粕谷 照美君
坂倉 藤吾君
広田 幸一君
馬場 富君

国務大臣

国務大臣
(環境庁長官)

政府委員

環境庁長官官房
長官
環境庁企画調整
局長
環境庁自然保護
局長
環境庁水質保全
局長

事務局側

常任委員会専門
員
警察庁刑事局保
安部保安課長
宮内庁長官官房
審議官
文化庁文化財保
護部記念物課長

説明員

柳館 栄君
藤巻清太郎君
横瀬 庄次君

本日の会議に付した案件

○公害及び環境保全対策樹立に関する調査
(赤潮発生防止に関する決議の件)
○鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する
法律案(内閣提出)

○委員長(田中寿美子君) ただいまから公害対策
及び環境保全特別委員会を開会いたします。
委員の異動について御報告いたします。
去る四月一日、川村清一君、志苦裕君が委員を
辞任され、その補欠として広田幸一君、坂倉藤吾
君がそれぞれ選任されました。
また去る八日、香脱タケ子君が委員を辞任さ

れ、その補欠として渡辺武君が選任されました。
また去る十日、内田善利君、渡辺武君が委員を
辞任され、その補欠として馬場富君、香脱タケ子
君がそれぞれ選任されました。

○委員長(田中寿美子君) 公害及び環境保全対策
樹立に関する調査を議題といたします。
矢田部君から発言を求められておりますので、
これを許します。

○矢田部理君 私は、自由民主党・自由国民会
議、日本社会党、公明党及び民社党の共同提案に
係る赤潮発生防止に関する決議案を提出いたしま
す。

案文を朗読いたします。
赤潮発生防止に関する決議(案)
瀬戸内海等閉鎖性水域において近年赤潮発生
件数が増大し、ハマチ養殖等沿岸漁業に甚大な
被害が生じているにもかかわらず、その発生機
構が十分に解明されていない状況にある。
当委員会は、瀬戸内海海域の水質汚濁の実情
調査を行う等赤潮問題につき鋭意調査を進めて
きたが、その調査結果にかんがみ適切な対策を
樹立する必要があると考える。
政府は、可及的すみやかに次の諸点につき適
切な措置を講ずべきである。
一、閉鎖性水域の富栄養化を防止するため、
原因物質の削減など、強力かつ適切な措置を
講ずること。
二、赤潮発生機構の解明等を推進するため、
大学、研究機関と有機的連携を図るとと
もに、総合研究所の設置、国立研究機関の整
備・拡充等総合的研究体制の確立を図り、系
統的組織的研究を進めること。
右決議する。
以上でござります。
何とぞ御賛成くださいますよう、お願いいたし

ます。

○委員長(田中寿美子君) ただいまの矢田部君提
出の決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(田中寿美子君) 全会一致と認めます。
よって、本決議案は、全会一致をもって本委員会
の決議とすることに決定いたしました。
ただいまの決議に対し、山田環境庁長官から発
言を求められておりますので、これを許します。
山田環境庁長官。

○国務大臣(山田久就君) ただいまの御決議につ
きましては、御趣旨を体しまして、今後一層赤潮
発生機構の解明及び富栄養化対策の推進に努めて
まいるのであります。

○委員長(田中寿美子君) この際、委員の異動に
ついて御報告いたします。
本日、藤井丙午君、森下泰君が委員を辞任さ
れ、その補欠として小林国司君、北修二君がそれ
ぞれ選任されました。

○委員長(田中寿美子君) 次に、鳥獣保護及狩猟
ニ関スル法律の一部を改正する法律案を議題と
し、政府から趣旨説明を聴取いたします。山田環
境庁長官。

○国務大臣(山田久就君) ただいま議題となりま
した鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正す
る法律案について、その提案理由及び内容の概要
を御説明申し上げます。
わが国の鳥獣行政の基本法たる鳥獣保護及狩猟
ニ関スル法律は、大正七年に狩猟法が制定されて
以来、すでに六十年近くの年月を経ております
が、その間、本法が鳥獣保護及び狩猟の適正化に
果たしてきた役割りは少なからざるものがありま
す。
しかしながら、国土の開発等に伴い、鳥獣の生

場合のいろんな危害を防止するということのようなことがその狩猟の法律の中身であつたと思うんですね。それがだんだんと歴史が経過をして、特に戦後は経済が発展をして開発がどんどん行われるよ

うになった、それによって鳥獣の生息というものが非常に狭められてきた。ところが、人間が生活していく上において、自然との共存、調和を図っていかねば本当の人間の豊かな幸せというものが、そのためには鳥獣というものはいわずの自然の環境の中の非常に貴重な部分を持つておると、そういうことで、私は、戦後はこの法律というものが保護ということに非常にウエイトが置かれてきたと思うんですね。

そういうふうな考えてみますと、狩猟というものをどういうふうな位置づけるか、このことを私もこの間の法案を読みながらいろいろと私なりに考えたんですけれども、狩猟というものはいろいろと分けられると思えますけれども、一つはいわゆるスポーツ的な、趣味的なものがあると思えます。それからさつき局長もおっしゃってくださったわけでありまして、鳥獣が害を与える、そういう鳥獣を捕獲する、こういうために狩猟というものがある。それから、現在はそのうちのものはないと思えますけれども、狩猟によって生活の糧にする。私はまあその三つが狩猟の大体の内容であるというふうな考えでおるわけですね。ところが、この三つの中で一番最後の、生活の糧にするというところは現在ちょっと考えられないだろう。とすれば、この鳥獣の被害をどう排除していくか、そのための狩猟というものは、これはちょっとおきまして、私は、スポーツ的な、興味本位といえますか——ちょっと言い過ぎかもしれませんが、そういうものは、今日の環境を整備して人間の社会を心豊かなものにしていくという、自然との共存、調和を図っていくという思想の上から考えますと、狩猟というものの対する物の考え方はだんだんと変わってきた。環境庁というものができたのも、これは最近できたわけでありまして、こうして世の中が開発が進んで健康が破壊をされる、周囲の環境が悪くなる、そういうものをいかにして防ぐかというために環境庁というものができたと思うのであります。そういうふうな考えをみますと、局長がさつきおっしゃったような、い

ままでの制度をそのまま残していくと、確かにこの法案の中にも免許を与えるときの規制とかいろいろあります。ありますけれども、大筋としては、私は狩猟というものは、保護の範疇の中で考えられるべきことである、二次的に考えるべきことである、というふうな考えをわけですね。そうしますと、審議会が、現行制度でいくという考え方を、それから三番目の、全国を全部禁猟区にして、そして猟区を決めていくというふうな考え方があったように感ずるわけでありまして、私は環境庁としては、答申はそれなりであったとしても、一つの考え方があっていいと思うのであります。私はそう思うんですが——私がいま言ったことがわかりましたか、ひとつそういう点で環境庁の考え方を再度お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(出原孝夫君) 先生の御指摘のような考え方ににつきましては、私もよく理解できる問題でございます。この点につきましては、特に鳥獣の保護を中心と考えます場合にそのような考えに到達するというところは、一つの自然な考え方であるかと思ひます。

ただ、狩猟をスポーツとして楽しむということにつきましても、いろいろな批判がございます。が、やはり国民の中の相当数の方がそのような立場で、スポーツとしての狩猟を行っておられるということがございます。したがって、そういう意味におきまして、国民全体のコンセンサスとして、鳥獣の保護というものをどの方向に向けていくか、方向といたしましては、鳥獣の保護を社会経済の進展に伴ってさらに厚くしていくということが一つの勢いであるというように考えておりますけれども、現段階におきますコンセンサスは、専門家の御審議の過程において、先ほど申し上げましたような状況であるというわけでございます。

○国務大臣(山田久就君) ただいま山田先生から御指摘がございました。この自然の中に占める動物というものの重要性、そういうことから考え

て、やはりこれの保護ということを第一義的に考えていくべきだと、基本的には私は個人としてはそういうふうな考えをしております。

御承知のように、外国ではむしろ銃猟を許される地域というものが特に指定されたところだけで行われていると、そういう点では日本の方が逆になっているというふうなことがございまして、非常に議論がございましたように、長いこの制度をいまだとんでん返しを打つというところの実務問題としてのむずかしさというところを考慮してみよう、どうしてもやっぱりこの猟区制度といううなもの、だんだんそういうふうな方向に持っていく下地というものをつくりながら、そしてまた、いま言ったようなものを重点に置いて、いわば中途半端と、こういうふうなことを受け入れればどうか、もしもせんけれども、現実を考えながら、しかも今後やっぱりその猟区制度というものを保持していく下地をどういうふうにして持っていくかというところを、いまの置かれてある客観状況で考えていったらどうなるかということ、まあせいぜい答申を踏まえながらわれわれも努力していったつもりであります。

外国ではいわゆる猟区というふうなものが大体個人の所有になつていて、自分で自由にそれがやどける。日本の場合には、そういう点がなかなか複雑な法律関係になつていて、そういうようなことも加味いたしまして、そこで竿頭一歩を進める、しかしながら、基本的にはやっぱりそういう方面に行くんぞという認識におきましてこの制度をいわず半歩前進というふうなつもりでやつたようなわけでございまして、いろいろの問題あるかと思ひます。御了承いただければ、この考えをいふ次第でございます。

○山田幸一君 ちよつと私、長官のおっしゃっていることが聞き取りにくかつたのですけれども、時間がございませんで進めていきます。

いま、環境庁の鳥獣保護に対する行政機構とい

いますか、そういう体制が非常におくれているように感ずるわけですね。聞いておるところによりまして、この専門的な職員といふもの、そういうものが足りない、全体的に予算の面でも余りとられていない、こういうふうな、せつかく環境庁が人間の社会を環境づくりをする一環として鳥獣保護をやつておるにもかかわらず、現実として鳥獣保護をやつておるに不十分である、体制が不十分である、というふうな聞いておるわけでありまして、いま長官は前向きにそういう方向に向かって前進をする、そう言つたつて一遍にはなかなかむずかしい、こういうようなことであつたと思うのでありますけれども、それにしても、やはり環境庁がもっと積極的にそういう鳥獣保護についての姿勢を示さないと、なかなかうまくいかないではないか。特に外部の団体でございまして、野鳥の会であるとか、人々の意見を聞いてみまして、どうも国は鳥獣の保護についてきわめて消極的であると、言つてもなかなか前向きな姿勢を示してくれない、だから私たちが自主的に運動をして、実績を上げて、それを行政に移していくと、こういうふうな意見がかなりあるのを私今いろいろ聞いたのであります。そういう点でもっと環境庁は、さつき私がいろいろ言いましたけれども、前向きにそういうふうな姿勢を示していかなければならない、こういうふうな思ひわけであります。

ここに私、ここ数年の予算の実績のこれを見ておりますけれども、余り伸びていないわけですね。鳥獣保護の必要性というものは年々と増大をしておるに、かわらず、予算の面は余り伸びていない、こういうふうなことで、私は、せつかくこういうふうな法律を改正をしても、鳥獣保護が中身の、実体的なものになつておるんではないかと、こういうふうな思ひわけでありまして、私がこういふふうに言つておることが当たつておるか当たつていないのか、ひとつ局長でも長官でもいいですから御答弁をいただきたいと思ひま

三

三

三

三

す。時間がありませんから、簡単に答弁してください。

○政府委員(出原孝夫君) 鳥獣保護の行政につきましては、本省の中で一課を設けてその保護に当たるといふことにいたしましたのが、環境庁発足後の昭和四十七年でございます。したがって、鳥獣保護につきまして力を入れるようになったのが最近のことであるという意味におきましては、御指摘のとおりかと存じます。

で、予算につきましては、御指摘のように、国の予算としては、昭和五十三年度でお願いしておりますのが一億五千万程度でございますが、昭和三十八年の改正の際におきまして、その財源の基本を都道府県税に求めるというようにいたしてきておりますので、県レベルのものが二十数億の予算を持っておりますので、それを合わせて鳥獣行政が行われておるといふふうに御理解をいただきます。

○広田幸一君 環境庁がいろいろと施策をして、財政当局が協力をしてくれないと思うような予算が組めないということはよくわかるんですけども、そういう点で、私は環境庁の姿勢をもっと強く出してもらわなければならない。そうしないと、周囲の団体からいろいろと言われ、すでにある団体等では自主的に寄付を募って、そうして鳥獣保護のための、生息地の買収に当たるといような計画がだんだんと進んでおるようでありますから、きょうこのことをここで言ってみても仕方ありませんが、今後はもっと強力に予算措置をとって、法律が実質的に生かされるような、そういうものをやってもらいたいということを私は期待しておきます。

そこで、私もわずかな期間でありますから十分な勉強でありますけれども、鳥獣に関する科学的なデータというようなものが環境庁に余りないと、それは専門官がいなければそういうようなことになっておるのかわかりませんが、これは答申の中にも、将来各種の研究、調査等を必要とするために、国立の研究機関を設立したらどうかとい

うような要望めいた内容があるわけでありまして、けれども、私は、やっぱりこういうものをつくることによって一歩前進したものになると思うのであります。これは五十三年度の予算にはないと思ひますけれども、どうなっておりますか。いつごろを目標にしてこういう答申による要望にこたえていこうとするのかお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(出原孝夫君) 特に鳥獣につきましては研究の分野がかなり特殊なものでございますので、研究者、行政担当者ともに少のうございませう。したがいまして、私どももそういう意味におきまして、研究の充実は今後の大きな課題であるというように考えております。

で、昭和五十三年度のいわゆる緑の国勢調査と言われております自然環境保全基礎調査におきましても動物の調査を主体にいたしましたのも、鳥獣に関する実態をできるだけ客観的に把握したいというところから出発したわけでございますが、技術者の養成その他を含めますと、私どもとしては、将来に向かっての大きな課題であるというように考えております。

○広田幸一君　まあ、そういうことを期待するわけですけれども……。

それから、さつき私は鳥獣保護の行政の体制についてお尋ねしましたけれども、この専門職の職員というのは本当に一名なんですか。外国では——画的に言えませんが、アメリカなんかではすでにこういつた人が四百人ぐらいおると言っているわけですが、日本は一人、しかもそれがずうっと一名というようなことでは話にならぬように思うんですけれども、こちらですね、予算折衝もあつたと思うんですけれども、これではないと思うんですが、どうですか。

○政府委員(出原孝夫君) 現在鳥獣保護課の職員は十二名おりますが、その中で、専門官は一名でございますことは御指摘のとおりでございます。諸外国、特に先進国に比較いたしますと、その点につきましてはなおおくれておるといふことがご

ざいますが、この行政は、環境庁のみでなく実は林野庁の方においても分担をしていただいておる分野がございまして、林業試験場の方ではこの関係の職員が十名程度おるようでございます。私どもの環境庁におきましては申し上げましたような状況でございますので、今後の課題として十分努力をしてまいりたいと思います。

○広田幸一君　林野庁というのは、そういうた林業試験場ですか、職員がおるわけですね、けれども、これはいわゆる専門職ではないと思うんですね。ですから、やっぱり専門の、そういうことについての専門的な知識を持った者をいつまでも充足しないということではやっぱり問題の解決にならないと思いますから、まあ局長もその点については将来考えるということですから、がんばってもらいたいと思います。

それから、これは環境庁が都道府県を、鳥獣保護については一応指導しておる形になつておりますけれども、大体が現在のところ各都道府県の知事に任せっきりのようになっておると思うんです、これはいろいろ経過があると思いますけれども、これは、そういうことではなくて、もっと国

が都道府県の知事を督励しながら一つの計画を立てて、方針を示して指導すべきであると、こういうことが答申の中に言われておりますけれども、ここらのところの姿勢の問題と、それから、いま申し上げました、鳥獣を保護する職員というものがあるように聞いておるわけでありますから、この辺の掌握はどういうふうにされておるのかお聞かせをいただきたいと思います。

○政府委員(出原孝夫君) 鳥獣保護の事業計画につきましては、第四次の鳥獣保護事業計画をいまま実施をしておる最中でございます。昭和五十二年度から五十六年度にかけての五カ年計画でございしますが、この事業計画を立てるに当たりましては、各都道府県の立てる事業計画の基準を国が示すという形で進めてきておるわけでございますが、国みずからの事業計画というものをつくらな

いで、県自体のものの事業計画を総合した形にいたしておられます。したがって、この点は、私どもといたしまして、国みずからが計画を持つて、その計画を県に示しながら全体計画をつくるという必要があると考えておりますので、これは今回御提案をいたしました法律の改正とは直接のかかわりのない問題でございますけれども、そのように努めてまいりたいというように考えております。

○**広田幸一** 次は、先ほどこちよと私も言ったんですけれども、各民間の団体があるわけですが、そういう団体との連絡はどういうふうにしてとられておるのか、概要をお聞かせをいただきましたと思います。

○政府委員（出原孝夫君） 先ほども申し上げましたように、野生鳥獣に関する知識等につきましては、かなり現在におきましても特殊なものでございますので、国の力だけではなかなかむずかしいというところで、鳥獣保護の民間の団体に専門家としての御協力をお願いするということを絶えず行っております。特に、調査等の必要な場合には、これらの専門の方々々に御調査を願うというような形で、国から委託費でお願いをするというようなことを毎年いたしております。今年予定をいたしております自然環境保全基礎調査の動物面の調査につきましても、これらの団体のの方々をお願いする部分が非常に多うございます。

○広田幸一君 さつき言いました予算から見ると、これは公害防止等調査研究委託費、鳥獣関係ですか、いまおっしゃったのは。これから見ますと予算が余りふえてないですね。むしろ減っておりますような感じがするわけですが、この中からいまま各団体には出ておるわけですか。

○政府委員(出原孝夫君) これは、いま御指摘のはごく一部でございます。たとえば特定鳥類等保護対策費というので昭和五十二年度には四千九百万の予算がございますが、これなどがそうでございますし、それから昭和五十三年度、今年度におきましては自然環境保全基礎調査で動物関係の

調査については約一億八千万の予定をいたしてお
りますので、これらのかなりの部分がこれらの団
体にお願いをするものになってくるわけござい
ます。

○広田幸一君 いずれにしましても、国の体制が
不十分のために民間の団体に委託をしなきゃなら
ぬというのが実態だろうと思えますから、これも
繰り返しますけれども、やっぱり国自体の体制を
充足することによって、主体性を持って各種団体
にはお願いをする、こういう形にならないと、い
まのところは民間団体の方が積極的に動いて県
に、国に協力をし、援助をしておると、こういう
ことだと私は思っております。そういう点
で、将来やっぱり自主性を持って各団体の協力を
求めると、そういう体制にいくべきであると思
います。これに対する意見は、時間の関係上省略
いたします。

そこで、私は鳥獣の被害の問題についてこれか
ら触れてみたいと思っておりますけれども、こ
の問題も審議会等であり私は論争のあったこと
であらうと思っております。

そこで、鳥獣による被害の調査でございます
ね、そういうものを調査をして、それに基いて
この被害の問題が解決をされなければならぬと思
うのであります。国としては、いろいろと鳥獣
による被害というものが起きて、たとえばカモシ
カ論争なんかも新聞で一時出ておったのでござ
います。そういうものも含めて鳥獣被害の問題に
ついて国としてどのような調査をし、それに対応
しておられるかということをお聞かせをいた
だきたいと思っております。

○政府委員(出原孝夫君) 鳥獣による農作物等に
対する被害の調査は非常にむずかしいござ
います。しかも広範囲にわたる調査をする必要が
ございまして、なかなか正確には把握しがたい
というところで、環境庁といたしまして、各都道
府県の報告を求めたりあるいは農林省御自身が調
査をなさっておるということがあられるわけござ
います。いずれも切れ切れの内容での調査でござ

いますので、十分なものではございませんが、一
応調査そのものは若干のものがございまして、
農作物の被害等につきましては、昭和四十九年
度には農林省の方で調べになっておられますもの
につきましましては、稲、麦、豆、雑穀、野菜、果樹
その他等につきまして、四十九年度の被害が七十
二億という数字が出ております。また、けだもの
による被害につきましては、昭和五十年年度に同じ
く農林省の御調査で十八億というのが出ておりま
す。

林業関係につきましては、環境庁が昭和五十年
——これは暦年でございまして、各都道府県に照
会したものを合算しまして、林業関係で、ノウサ
ギ、イノシシ、シカ、カモシカその他による合計
が四十五億程度の害が出ておるといふように承知
をいたしております。

○広田幸一君 それでは、一応四十九年に農林省
がそういう調査をしておるわけですが、被害の
被害の補償ですね、補償は一体どういふふうにな
っておるのか、そこらところがはっきりしない
から、私は鳥獣の面からもその問題を提起をし
て、そのことが鳥獣保護の規制にもなっており
、こういうふうにも推測されるわけでありまして、
その被害と、それに対する補償はどういふふう
になっておるのか、お聞かせをいただきたい。

○政府委員(出原孝夫君) 鳥獣につきましましては、
先ほどからもいろいろ御指摘がございましたよう
に、人間と共存をする、自然を構成する重要な要
素でございます。それで、一面におきまして被害
があると同時に、他面におきまして逆に益がある
というところで、これはスズメの例を取り上げまし
ても、お米を食べるということ、虫を食ってく
れるということの相殺関係があるわけございま
す。したがって、ふえ過ぎても困るし、おら
なければこれはまたぐあいが悪いというふうな状
況がございまして、被害そのものを確定するとい
うことが非常にむずかしいございまして、その辺
のところを見きわめながら、ふえ過ぎるときには
有害鳥獣の駆除をする、それからまた狩猟を認め

るという形で調整が図られておるわけございま
す。そのほかに被害の防止施設その他につきま
しては、環境庁あるいは文化庁等、それぞれの行
政の目的に応じて被害防止の施設について補助金
を出すというようなことをいたしておるわけござ
います。

御指摘の補償問題につきましては、これは鳥獣
保護行政の面だけから論ずることは非常にむずか
しいございまして、これはむしろ生産行政なり文
化財の保護の行政なりと総合した問題になってま
いるかと思っております。共済制度等の関連等もこ
れあり、非常にむずかしい問題でございますが、
環境庁といたしましては、むずかしいというだけ
でございまして、お聞きをいたして、むしろ入
まそういつた問題につきましては調査研究から入
ってみたいというふうなことで、ま
だ先の遠い話でございまして、研究会を構
成していただいて御検討を願っておりますといふこ
ろでございます。

○広田幸一君 確かに相殺関係がありますから、
なかなか算定をするといふことはむずかしいと思
いますけれども、でも、この問題を早く解決をし
ないで、だんだんと問題がやっばりカモシカと同
じように出てくると思ふんですが、いまの鳥獣制
度研究会ですか、そういうものの構成はどういふ
ふうになっておるのか、それから、大体いつごろ
を目途にいたしたいと思ふのか、お聞
かせをいただきたいと思います。

○政府委員(出原孝夫君) ちょっといま氏名等を
正確に承知しておりませんが、大学の先生等
にお集まり願ひまして、鳥獣制度研究会を構成を
していただきたしまして、予算的には昭和五十二年
度百六十万円、五十三年度も同程度の金額での研究を
していただいております。

○広田幸一君 それから、文化庁との関係であり
ますが、私も今度勉強してみたいのでございま
すけれども、文化庁が天然記念物として、保護鳥獣と
して指定をしておるわけでありまして、文化庁が
指定をした後の行政処理といふことが、保護とい

いますか、そういう業務が、ずっと文化庁で続け
られるものと、それを引き継いで環境庁がやっ
ておるものと、こういうものがあるように思ふわけ
であります。そこらところを一元化するとい
いますか、明確にした方がいいと思うのでありま
す。何かこの間タンチ＝ウツルですか、あれの
問題をちょっと勉強してみまして、それは文化
庁の方のそれだと、環境庁ではないというふうな
ことがあったわけでありまして、そこなんかのち
くはくを明確にすべきである、こういうふう
に思いますが、その点はどうなっておりますか。

○政府委員(出原孝夫君) 御指摘のように、文化
庁の天然記念物と、それから私どもの野生鳥
獣の保護の行政とが重複する部分がございま
す。現在それが典型的にあらわれておりますのが
カモシカに対する対策でございます。この点につ
きましては、昭和四十九年度に文化庁と環境庁の
両庁間の連絡協議会を設けて、天然記念物に
指定されております鳥獣の保護の強化について、
両庁の意見を一致させて、私どもが引き継ぐ方
がよいというものについては、できるだけ引き継
がせていただくように進めてきておるところでござ
います。トキ、ライチョウ、カワウソ等の保護
増殖事業については、環境庁が主体的に実施する
というように御相談を申し上げたわけございま
す。今後につきましても、両庁間の連携を密にい
たしまして、私どもの方でお引き受けできるもの
につきましましてはできるだけそのようにさせていた
だきたいというところで文化庁とお話をいたした
というふうに考えておるところでございます。

○広田幸一君 さっき申し上げた被害の補償の問
題で、文化庁の方では、一つのはっきりした補償
の法律があるように思ふのですが、環境庁の方に
はまだそういうたきちつとした補償の法律という
か、制度がないようですが、そこらところ、文化
庁にはあつて環境庁にはないというの、文化庁
の方が歴史が古いからそういうふうになつておる
のか、そこらの関係はどうなりますか。

○政府委員(出原孝夫君) その点につきましまして
います。文化庁で続けられるものと、それを引き継いで環境庁がやっ
ておるものと、こういうものがあるように思ふわけ
であります。そこらところを一元化するとい
いますか、明確にした方がいいと思うのでありま
す。何かこの間タンチ＝ウツルですか、あれの
問題をちょっと勉強してみまして、それは文化
庁の方のそれだと、環境庁ではないというふうな
ことがあったわけでありまして、そこなんかのち
くはくを明確にすべきである、こういうふう
に思いますが、その点はどうなっておりますか。

るけれども、基本方針においては申し上げたようなことで、したがって、この調整問題というのは、先ほどもお話がございましたけれども、場合によってはこれは環境庁だけというわけにはまいりませんけれども、しかしながら、国家でそういうような問題の保障というものを考えるながら、そうしてこの主たる点というものを通していきけるような方法を、もっとそういう点を考えていいんじゃないかというように立場に立って、そうして基本方針を貫きながら進めたい、こういう考えでありますので、御理解いただきたいと思ひます。

○小平芳平君 先ほどの質問の内容と関連いたしますので、先にお尋ねいたしたいことは、ニホンカモシカについてのいろいろな問題を、去年の当委員会、環境庁、林野庁、文化庁の御出席をいただいで問題提起をいたしました。その後捕獲を許可するというふうなことが文化庁から出たわけでありまして、その後の経過について簡単に結構ですから御説明いただきたい。

○説明員(横瀬庄次君) お答えいたします。

岐阜県の小坂町を中心といたします。裏木曾地域と呼んでおりますが、四町村に對しまして、去年の十二月の二十六日付で、町村長に對しまして合計七十五頭の捕獲許可をいたしました。続きまして、その後環境庁の生息実態調査の結果が出てまいりましたので、それに基づきまして、大体被害を与えているカモシカの頭数と推測されます百頭につきまして、ことしの二月の四日付で百頭の許可をいたしました。これは、百頭の許可に当たりましては、町村長だけではございまして、被害者同盟というふうな個人の方が、その方々三百二十五人に對しまして、全体で百頭というふうな形で許可をいたしました。その後、私も別途に町村長に對しまして捕獲に必要な一保護捕獲でございますので、それに必要な経費四百万円を補助をいたしまして、県からの補助金を合わせまして、合計八百万円程度の捕獲経費をもち

まして作業をしたわけでございますけれども、結果としては許可期限の三月末までに一頭も捕獲できなかったわけでございます。

この捕獲実績が上らなかった原因といたしましては、この地方の雪の状況がことは非常に多くございまして、二月中はほとんど雪のために作業ができなかったということで、実際には一月中旬ごろとそれから三月になりましてからの約一カ月、そういうふうな非常に捕獲作業の期間が短かったということがございまして、

それから、具体的な捕獲方法として、わなによる方法をとったわけでございますが、これはいままでは余り実施されておられませんのでございまして、捕獲方法に確かなものがないので、今後改良の余地があるということで、まあふなれたために非常に効果が上がらなかったというふうなことを考えております。今後、そういう方法についても十分検討していく必要があるというふうなことを考えております。

○小平芳平君 前の委員会で事の経過はる私からも述べ、また政府からも御答弁がありましたので繰り返しませんけれども、結局、特別天然記念物に指定されたというその時点から考えまして、きわめて行政の対応がなまぬかったということとあります。当時の石原環境庁長官もそのことは十分認めて、こういうことじゃ相ならぬと言っておったわけであります。

ただ、このトキの場合は、先ほどお話がありましたように、調査がよくできているということがわかるから、地元の町村、それから特に林業関係者の方から、とてもこれじゃ林業が立ち行かないというところ。特にまた、環境庁として環境保全という立場から言っても、はげ山ばかりになってしまつて何の環境かということになるというふうなところからこの百頭捕獲ということになったことと思ふわけでありまして、しかし、合計して約八百万円ですか、使つてやつてみたけれども、成果はゼロ

だったという報告であります。こういう点、環境庁長官、人間と鳥獣とはともに生活をしていくのが本来の姿だと、口ではそう言われまふけれども、実際問題、このカモシカの問題のような場合どう対処するかということは非常に大事な問題点があるというふうなことを考えます。

で、今度は具体的にお尋ねいたしますが、一つは、環境庁が今回の改正で麻酔銃のことに取り上げておられます。これは被害者同盟の方のお話で、文化庁へ行きましてときに、文化庁がわなでやるんだと言つたのに対して、被害者同盟の方は、わなじゃだめだと言つていたわけですね。課長さんそのときいらつしたかどうか。わななんぞ、そんなこととれるわけはないと言つていらつしたんですが、まあ被害者同盟の方がおっしゃるやうにそれなかつたわけですが、ところが、文化庁では麻酔銃のことは知らなかつたんです、そのときに。どなたも。いやしかし麻酔銃はもうとくに予算がついて研究がなされてはいるはずだということ、文化庁の方は初めて知つたというやうなわけですが、この麻酔銃の経過について御説明をいただきたい。

○政府委員(山原孝夫君) 今回の法律案でお願いをいたしております、要綱の「その他」で「特定の捕獲手段の制限の特例に関する規定を設ける」というのが麻酔銃を使えるやうにしたいということとございまして、五十二年の予算で、動物園協会にお願いをいたしまして、麻酔銃の実際使用に関する研究をしてもらつております。と申しますのは、現在動物園で麻酔銃をお使いになる場合には、大体十五メートルから二十メートルぐらいのところまで撃つやうな麻酔銃でございまして、これは、カモシカは、とてもそういう近くでは逃げられてしまふので、やつぱり数十メートル離れたところから撃てるやうにしなければならぬということ、それについての研究をお願いしておるわけでございまして、実はその研究成果については結論はまだいたしておりません。と申しますのは、すでに動物園の関係の方々

で実験をしていただく準備をしてもらつておつたのでございまして、あの薬を使いますと体温が急激に下がるやうでございまして、寒い時期にやりますとそのためカモシカがショックで死ぬおそれもございまして、できるだけそういう時期を避けたいということで、近々その実験をした上で、研究の結果について私どもの方にいたけるものであると期待いたしております。

○小平芳平君 麻酔銃も、石原前長官が現地へ行つたときに、麻酔銃でやればいいんだと、麻酔銃でやる計画があると言つたんですがね。それに対して地元の方は、とんでもない、アフリカあたりのあの砂漠で麻酔銃を使うやうなわけのものじゃないと、テレビで見ると。こんな急な坂道で麻酔銃で効果が上がるのは疑わしいというやうなこともおっしゃつていたわけですが、かといって結論どうするかということ、これは私も素人で見当がつかません。

で、先ほど広田委員からお話がありました、被害の補償はどうなるかということとあります。少なくとも特別天然記念物に指定されているということ。したがって石を投げて追つてもいいけないということ。そこで地元からは現状変更申請書が出ておられますわけですね。まあ文化庁としては現状変更申請書が出ていて、で、回答を迫られる、そこで何頭捕獲許可というやうなことになる、つたんだらうかと思ひますが、そういう点についての経過、見通しはありますか。

○説明員(横瀬庄次君) 先ほどもちよつと触れたわけでございまして、小坂町を中心といたします四町村からの、いまおっしゃいました被害者の方からの申請、これは全体で三百二十五人からの申請が昨年の九月から十一月にかけまして出されていたわけでございまして。それについて、小坂町を中心とする地域についてのカモシカの生息状況、それから被害を与えているカモシカの頭数の調査、こういうことを全国に先駆けて実施をいたしまして、これは文化庁と環境庁と両方でやつたわ

けでございすが、その結果に基づきまして先ほど申しましたように、本年の二月の四日に、これは町村長の方と合せてございすが、百頭の許可を行ったということでございます。

ただ、その許可に当たりまして、申請者の方から出されておりました方法につきましては、わなとそれから銃を併用するという形で出されていたわけでございすが、まあ銃を使うということについては、その後こちらから照会いたしましたところ、申請者の考え方としては、射殺ではなくて傷つけて捕獲するというものでございまして、私も同じくは、どうしても、保護の問題もございしますので、現在のところ銃を用いるということとは非常に不適当であるというふうに考えまして、銃はカモシカをわなに追い込むときに威嚇をするという場合には使ってもよろしいけれども、それ以外はいけないというような条件をつけまして、認可をしたわけでございすが、

それから、捕獲期限につきましても、申請内容は三年間ということでございしましたが、これは町村長との共同作業になるということで、町村長の方の期限が本年の三月いっぱいということでございましたので、それに合わせて三月いっぱいまでの許可をしたというように、条件を幾つかつけましたわけでございすが、そういうことで許可をした次第でございすが、

○小平芳平君 許可をしたがゆえに補償はしないということですか。
○説明員(横瀬庄次君) これにつきましては、文化財保護法に規定がございまして、現状変更について不許可をした場合あるいは許可に条件をつけた場合、その条件あるいは不許可によって通常生ずべき損失は補償するということになっております。したがって、これは具体的に当てはめま

すという問題はあるわけでございすが、たとえば、この被害者同盟の方の申請は、実は環境庁の方の鳥獣保護法の許可申請はなされておらずに、文化庁の文化財保護法についてだけ申請がなされていたということで、

実際には捕獲作業ができなかったわけでございすが、法律的にできなかったわけではございすが、その不許可あるいは条件つき許可によって生じた損失というものがどうかという問題がございすが、ただ、この法律の条文に従って損失が出るということが明らかになれば、これは当然補償しなければならぬというふうに考えております。それ以外の制度が現在のところございせんので、この法律の規定による以外にはないというふうに考えております。

○小平芳平君 出原局長、そういうことで文化庁はうまく逃げの手を打った、と言っても差し支えないじゃないですか。許可はしますと、しかし、成果は全く上がっておりませんが、許可したんだからということでありまして、文化財保護法第八十条ですか……

そこで、環境庁は、やはり先ほどの広田委員に御答弁のように、検討しているということだけでいいか、この問題についてはいいか、

○政府委員(出原孝夫君) 文化庁がいま御答弁になりましたように、本件にしましては、当面の問題として出てきておるわけでございまして、現在の措置として考えられる問題として、文化庁に御判断を願う部分が非常に多かったわけでございまして、その経過は、私も文化庁と常に協議をしながら、文化庁のお進みになっておる状況を承知をいたしております。

○小平芳平君 本件については、文化庁の相談を受けてやっているといたしますが、補償についてはいいか、

○政府委員(出原孝夫君) 現段階におきましては、私もこの方では補償を行うような体制ではございせんので、そういう意味においては、私もこの方では当面の手段を持っております。○小平芳平君 環境庁長官、そういう経過をたどって今日に至っているんですが、長官はどう考えられますか。
○國務大臣(山田久就君) 先ほども私がちょっと触れたんですけども、基本的に共存というものと、

そういう中から起こってくる住民の、いろいろな意味における損害という問題あるいは非常な不便の中になければいかぬという問題、問題を、より高い見地から、やっぱり国としてどうに考えていく必要があるかどうかということ、これは確かに一つの検討問題でございまして、そういうような世論のレベルなんかも今日あるようではございまして、これについては、環境庁だけで考え得ない問題でございまして、環境庁だいたいと、こういうふうな私個人としては考えております。

○小平芳平君 どうも長官のお話よくわからないから、もう一度環境庁とそれから文化庁から、この問題は三月で一応区切りがついたのですが、これからどうするという方針を両方からおっしゃってください。

○政府委員(出原孝夫君) カモシカにつきましては、五十三年度、本年度にかけましてさらに全国的に生息調査、それから生態の調査、それから被害の調査は林野庁でございすが、三庁で実施をいたしておりますので、その調査の結果に基づきまして、抜本的な対策を三庁で協議したいということと進めてきておりますので、その結果を得次第協議をさらに進めていきたいというように考えております。

○説明員(横瀬庄次君) このカモシカの対策につきましては、ただいま局長の方からお答えがございましたように、関係の三庁で協議をしてやってきておるわけでございまして、いまのお答えと私どものお答えは同じでございます。

ただ、もう少し補足いたしますと、岐阜県の関係の町村からは、今回の捕獲事業が成果を上げるに至らなかったという事情もございまして、保護区域の設定と、それからそれと並行する形で効果的な捕獲方法を早く設定してほしい、こういう要望が出ております。したがって、先ほどの、五十三年度までの調査に基づいて全国的な検討をした上で抜本的対策を樹立するということにはな

っておりますけれども、この奥木曾地域については非常に被害が激甚であるということも考えまして、抜本的対策の樹立に至るまでの暫定的な措置として、カモシカの繁殖が維持される地域というものを早急に保護区域——どういうような形になるか、内容は別といたしまして、保護区域として設定をするという方向で、林野庁、特に林野庁でございすが、協議を早急に結めたいというふうに考えております。

それから、捕獲方法につきましては、現在御審議をいただいております麻醉銃の使用ということもございまして、こういった方法について、環境庁の方の研究も待ちましてこれを具体化できるように、私も至急に検討をしていきたいというふうに考えております。

○委員長(田中寿美子君) 午前の審査はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。
午後一時五十分開会
○委員長(田中寿美子君) ただいまから公害対策及び環境保全特別委員会を開会いたします。午前に引き続き、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。
○小平芳平君 午前の終わりで、保護区域といいますが、そういう保護区域を設けてそこへ入ってもらおうということが検討されているということとありましたが、これは環境庁が、今回の法改正に当たっても、審議会からは三つの意見が答申されているということ。簡単に、従来の狩猟の形式をそのまま継承して、禁猟区を設ける、で、全国どこでも狩猟ができるというたてまえ、これに反して、全国を禁猟区にしてしまおう、で、特別に狩猟のできる地域を定めようという意見、それは両方とも意味のある意見なるがゆえに、答申でも一本にまとめることができなかったということにな

ったかと思いますが、そういう点について環境庁はどう考えられますか。

○政府委員(出原孝夫君) 御指摘のように、猟場の問題につきましては、私どもの方の関係の審議会におきましても意見の分かれたところがございます。文化庁のお考えになっておられますのは文化財保護法としてのお考えであるかと存じますが、環境庁の現行制度におきまして、文化庁のお考えが確定いたしましたら、これと調和をとるということは十分可能であるというふうに考えます。

○小平芳平君 文化庁に伺いますが、保護区域をつくらうとした場合、どのくらいの範囲でどういうところを保護地域にするかということが、非常に地元住民にとっては重大な関心のあるところなんです。そういう点はもう地元へは、大体ここではどこがどのくらいの面積でそういう指定があるようだというようなことまで伝わっておりますが、そういうようなことは検討中でありませうか。

○説明員(横瀬庄次君) お話のとおり、カモシカの保護区域というのは、カモシカが一群として、その一つの群が独立に生存、繁殖を続けていけるかどうかをよく検討いたしまして、それができる頭数が安定的にすめる、そういう地域の広さを確定して線を引こう、こういうことに基本的になるわけでございますから、

〔委員長退席、理事矢田部理君着席〕

どのぐらいの頭数がいれば一群としていいのか、それから、生息地としてする環境をどのぐらいの広さにわたって確保する必要があるのか、こういう問題が学問的な問題として出てくるわけでございます。これは、これまで二年間いろいろ基礎的な調査をやりましたわけでございますが、あと一年検討期間が残っているわけでございますが、そろそろその結論をまとめていく方向にしなければならぬということ、私も、カモシカの専門的な学者を文化庁に集めて、そろそろその結論を急いで出してという体制をとらう

というふうに思っております。

したがって、小坂町の周辺にそういう土地域をどのように設定していくかということは、またこれからの問題ではございますけれども、十分に地元の方とも協議をして、また、国有林が中心にならうかと思っておりますので、林野庁と十分協議をして詰めていきたい、こういうふうに申し上げたつもりでございます。

○小平芳平君 環境庁としては、要するに今回の法律改正によつては従来の方針を継承するわけですから、禁猟区ができるわけですね。当然あるわけですね、禁猟区が。

さてその禁猟区が、たとえば境界ですね、ある湖が禁猟区になつていて、そこへいろんな鳥が生息をしている。ところが、湖だけを禁猟区にしておきますと、飛び立った鳥は撃っちゃうわけですね。ですから、湖の中でおどかす。空砲なら空砲でおどかして、飛び立った鳥をその境目で撃つというふうなことに對する非難なんかもあったんですが、そういうような点はどうですか。

○政府委員(出原孝夫君) 御指摘のような問題があったということは承知をいたしております。したがって、これにつきましては、境界線において間々起り得る問題であるとして、そういうことのないように、狩猟団体あるいは県を通じて関係者を指導するということで、指導を継続いたしておるところでございます。

○小平芳平君 白鳥ですが、特に白鳥のことににつきまして、私は新潟県の剡湖周辺でいろいろ調査をしたことがあったんですが、そのときにいろいろな問題が出ましたが、行政上の問題としては環境整備事業が進められているがということでありましたが、地元負担がとて大変だということでありましたが、この整備事業はどのように進んでおりますか。

○政府委員(出原孝夫君) 本件につきましては、文化庁でやっていたのであります。

○説明員(横瀬庄次君) 剡湖は、これは昭和二十五年に指定したわけでございますけれども、これ

はもとも小さな九・四ヘクタールという灌漑用の池でございます。ここに地元の一農民の方が非常に熱心にえづけをしていただきまして、そして白鳥の越冬地として固定をして、最近では大体六百羽前後の白鳥が渡来しているわけでございます。これも昭和四十五年ぐらいから周りが市街地化してまいりまして、それに伴ひまして環境の悪化の傾向が出てまいりました。そこで、現在指定しておりますのは剡湖という湖自体だけでござい

ますが、その周辺の地域、これは水田でございまして、これを町の方で買い上げを始めたわけでございます。これは昭和四十六年ぐらいから四十八年ぐらいいまでにかけまして、大体二万八千平米を町単独で買われたわけでございますが、全体が約二十万平米ぐらいいまします。残りの十六万平米程度につきましては、昭和四十九年から五十二年にかけまして、私どもの天然記念物の地域を買い上げる補助金がございまして、これは国が八割の補助金をもつてやっているわけでございますが、これを適用いたしまして、合計十億三千万円ほどの事業費、このうち文化庁が八割を補助したわけでございますが、これでほぼ取得を終わっております。

で、水原町の方では、これを水禽公園という形で整備したいというお気持ちを持っておるようでございます。この整備につきましては、昭和五十年から、一つはヘドロの堆積が目立つてまいりましたので、これを取り除くという作業、それから水質を維持するために取水路を整備するというところから、その水を排出するための排出路というふうな点につきまして、それぞれ補助を行いまして整備をしてきたわけでございます。したがって、今後水質の維持につきまして現在のところのように整備をしていっていかうか、水質をどのように保全していっていかうか、水質をどのように保全していっていかうか、水質を調査をしておりますので、この調査結果を見ま

きたいというふうに考えておりますが、いずれにしても非常に町の方も熱心でございますし、私どもとしては町の姿勢に積極的に対応していきたいというふうに考えております。

○小平芳平君 ヘドロのしゅんせつ、排水路それから用水の取り入れ、こういう点はもう事業が終つておりますか。

この点についての補助はどのくらいなさっているんですか。

○説明員(横瀬庄次君) ヘドロの堆積を除去するという作業につきましては、五十一、五十二年の二カ年にわたって西側の方のヘドロの除去をやつたわけでございますが、五十三年度は、一応予定でございますが、東側の方についてこれを行いたいというふうに考えております。

これに要しました事業費は、五十一年度三百万円、五十二年度三百五十万円、五十三年度は、これはまだ決まっておりますけれども、大体それに対応した金額にならうかと思ひますが、国庫補助率はいずれも二分の一でございます。それから排水路につきましては、これは現在どのようにしたらかの水の保全ができるかという総合的な調査を、これは三百万円をかけた上で、これも補助率が二分の一でございますが、現在まで検討してきておりますので、この検討結果を見て、本年度の事業になりますか、来年度の事業になりますか、よくとわかりませんが、これは積極的に検討していきたいということでございます。

○小平芳平君 事業費も、私の聞いたお話と大分違うわけですが、それは事業量の関係だろうと思ひますが……

で、こうした剡湖の場合などは、白鳥が渡来する、その渡来する白鳥に民間の農家の方が、ある篤志の方がえづけをなさつて、その結果非常に観光客といひますが、大ぜいの人が見に来てい

るということですが、こういう点は文化庁の仕事になるんですか、環境庁の仕事になるんですか、本来から言つて。

○説明員(横瀬庄次君) 鳥獣保護全般にわたりますのは環境庁のお仕事かと存じますが、その中

で、日本のそういう鳥獣の生息というようになことに
ついて、非常に顯著に日本の例を代表している
ようなものにつきましては、天然記念物に指定す
るという制度になっておりまして、この瓢湖の場
合は天然記念物に指定してあるわけでございま
すので、私どもの方が主体になってやるべき仕事だ
と思ひます。また、そのようにしているつもりで
ございます。

○小平芳平君 それから、えづけが行われており
ますが、えづけについてのいろんな意見がありま
すが、それはどうですか。

○説明員(横瀬庄次君) 白鳥のえづけるいうこと
に關しましては、先ほど申しましたように、昭和
二十五年ごろから地元吉川さんという方が非常
に苦勞されて、昭和二十七年、八年ぐらいいま
でかけてようやくえづけに成功したというふう
に聞いております。このえづけという問題、自然の動
物に対してやていく場合にいろいろ問題がある
ということとは、たとえばサルというふうな問題
については、えづけをしたためにかえつてその管
理に非常に問題が起つてきて、いろいろな問題
を起しているという例がございしますが、白鳥に
關しては、ほかに指定地がございしますが、白鳥に
關しては、ほかに指定地がございしますが、白鳥に
關しては、ほかに指定地がございしますが、白鳥に

も、この場合は、白鳥という非常にえづけるしに
くいものについてえづけに成功したという例をも
つて、昭和二十五年当時指定をしたわけござい
ます。したがって、一つの日本の代表的な例
として、しかも非常によくやっていたという
という例として指定しているわけございま
し、将来的にいろいろ議論はあるかと思ひま
すが、現在のところは瓢湖の例はかなり成功し
ている例であろうというふうに考えております。

○小平芳平君 決してそういう意味で私は問題が
あると言ったんじやありませんから、この吉川さ
んはいま子供さんの時代になっておられますが、そ
れはもう大変な努力の結果であるという事で、
成功した例としてももちろん私も申し上げたわけ
であります。

次に、白鳥を初め渡り鳥が渡来する場合に、高

圧線にひつかかっているのをすると、そういう点
について問題が提起されておられ、また対策もい
る研究もされておられるようでありますが、そうい
う点についてはいかがですか。

○政府委員(出原孝夫君) 私どもの方でも、詳細
にはデータを持っておりませんので承知をいたし
ておりませんが、たとえば、青森県で白鳥が高圧
線にひつかかっている毎年死んでおるといふこと
で、昭和五十一年の例で言いますと二十羽、二十羽
ばかりが確認をされておるといふ報告を受けてお
ります。

○小平芳平君 そのために東北電力がいろんな工
夫をして、どういふふうによればそういうことが
防げるかというのをやっていると聞いています。

○政府委員(出原孝夫君) たとえば、電力会社で
事故防止のために電線に標識、びらびらの紙切れ
といふもの、金属製の切れ等を——ビニールで
ございしますか、そういうものをつけて白鳥が気
がつくようにというふうなことを考えてやっても
らつておるようでございます。

○小平芳平君 そういうことは電力会社任せで、
別に環境庁はタッチしないということですか。

○政府委員(出原孝夫君) 環境庁といたしまして
も、こういった、白鳥がひつかかるような危険性
の多い地域の架線につきましては、それを管理し
ておる関係者の協力も得て、できるだけ事故が
生じないよう、各都道府県と連絡をして指導を
してまいりたいというふうに考えております。

(理事矢田部理君退席、委員長着席)

○小平芳平君 電力会社は電力会社で研究するの
は当然で、やはり行政の方も、専門家が
いらつしやるわけでしょう。ですから、専門家
が専門的な検討もして、研究もして、防げるもの
は防いでいくというのがこれはよろしいじやない
でしょうか。簡単なことで防げる事故ならば、こ
れは防ぐような努力をしていくというのが当然の
ことではないかと思ひます。

それから次に、埋立地で、特に東京都の大井埋
立地、これは野鳥の海上公園計画というふうな計

画もあるようですが、この点については環境庁は
何か聞いておられますか。

○政府委員(出原孝夫君) 私も先般現場で、現在
公園をつくつておられる部分がございしますので、
現地を見てまいりました。で、この地区の大井埋
立地は、元来流通センターの移転を見込んで造成
をされたところ、造成をしてみたところがそこに野鳥
があらわれるようになったというふうな経過があ
るようでございます。こういう場合につきま
して、もともと流通センターといったような一定
の目的のために造成をした埋立地でございしますの
で、野鳥の保護に利用するには非常にむずかし
い問題があると存じますが、東京都においても
鳥の保護の団体の方々の御要請を受けていろいろ
お考えのように承知をいたしております。

○小平芳平君 非常にそういう点、環境庁という
ところは積極的でない、積極的な意見というの
ない行なうですね。けさの環境庁長官の御発言
も、環境庁はこういう考えだといふことが余りに
もないように思つておられます。

で、この点についてはいかがでしよう。事故で
すね、狩猟に關する人身事故、これなどは積極的
に防止のための努力をすべきでしよう。

○政府委員(出原孝夫君) 今回法案として御審議
をお願いいたしております中の、狩猟免許制度の
改善でございますとか登録制度の新設に伴います
諸手續等につきましては、私も少しは狩猟を
行つた人の資質改善向上と事故防止の点につきま
しても十分配慮をいたしまして、御審議をお願いし
ておるつもりでございます。事故の防止につき
ましては、私も十分配慮をすべきであるとい
うふうに考え、また施策を進めてまいりたいとい
うふうに考えております。

○小平芳平君 ずっとこのいたした資料の中に
も事故の件数が挙げておられますが、余りこの件
数が減るという傾向に見られないわけですね、現
状では。これはひとつ、人間が死んでおるわけ
ですから、何人か。ですから、これはもう大変
な事故と言われないわけにいかないわけですから、

いろんな法律改正それからその運用、いろんな点
で事故防止に力を尽くしていただかなければなら
ないと思ひます。

この法律改正によつて新しい体制になれば減る
と思ひますか。

○政府委員(出原孝夫君) これは結果を見ません
となかなか申し上げにくい事柄ではござい
ますが、私どもは、免許に当たりまして試験制度を導
入をし、また危害防止につきましてもいろいろな
条件を付することによつてさらにこの事故の件数
を減らしていくといふことは可能であると思ひ
ております。

○小平芳平君 環境庁長官、お尋ねいたします
が、まあいろいろ午前中の御答弁の中に、基本的
にこの鳥獣保護、環境保全について長官としてこ
う考えているんだといふことは何回か繰り返され
ましたので、その点は結構なものであります。長
官は、それじゃ具体的に、たとえば瓢湖の
白鳥とか佐渡のトキとかあるいはカモシカの被害
とか、いろんな相反する立場の事件もあるわけ
ですけども、そういう点、それからまた広く環境
問題としては、スーパードライの着工が許可され
るかされないかとか、そういうふうな問題をいま環
境庁としては抱えていらつしやるわけですが、こ
ういふ問題は自分が現地へ行つて直接調査をし、
解決をしようといふようなお考えはございませ
んか、いかがですか。

○国務大臣(山田久就君) これは、先ほど来基本
的なことについてはお話し申し上げたとおりであ
りますけれども、結局具体的ないろんなものの絡
み合ったことでもございします。事情の許す限
り、ひとつ現地にも行つて、自分としてそういう
意味での確信もつかみながら、基本的な問題に少
しも近づこうという努力するような考えでやつて
いきたいと思つております。

○小平芳平君 まあ、そうでしょうけれど、抽象
的には、具体的にこれはどうしようといふことは
ございせんか。計画というのか、考えていらつし
やる中に、とりあえずこの点は解決しようといふ

ようなことがありませんか。

ついでに、先ほどお話のあった宮中のカモ猟はどう考えられますか。行かれますか、行かれませんか。

○国務大臣(山田久就君) カモ猟の問題は、私は今回は参つておりませんが、具体的な問題についてというお話、非常に詰められるとあれでございませうけれども、やっぱり私は、自分の経験で言えば、たとえば国の狩猟区の問題は、私も外の生活が長いものですから、結局全部を禁猟区にして、さかさまにやれというやり方、どうしてそれがやれないのかという点、実は、私はこの法案をやるについては、いろいろな点を詰めてやりまして、それで審議会の意見等も参考にいたしました。これを見てみると一挙にここでひっくり返すということもなかなかどうもむずかしいようだけれども、しかしながら、先ほど申し上げましたように、幾つかの点、局長からも指摘しましたけれども、基本的には部分的に認めてそれでやっていくことも、私は、民間団体でそういう地域を指定していくとか、そういうこともまあ前進の一步であるというように、結局今度の改正のようになことに落ちついたようなわけでございします。

ただいまカモ猟のことについてお話がございましたが、個人的には、私は、今回はそれでございしますけれども、これも長いいろいろな経緯があることでございします。いまここでこの問題についての即答、ちょっと慎重に考えたいと思ひます。が、ひとつその点御理解いただきたいと思ひます。

○馬場富君 今度の改正によりまして、狩猟者の資質向上という点では理解できますが、このための試験等の事務については、地方公共団体が行うということになっております。現在、地方自治団体については、財政の圧迫の中で、大要委任事務等の増大によって困つておるといふような現状でございします。この制度が自治体を圧迫するといふ、この点について環境庁どのようにお考えか、

御説明願いたいと思ひます。

○政府委員(出原孝夫君) 今回の御審議をお願いしております改正案によりまして、免許を与える際の試験制度を導入するということになりました。一方、現行の制度におきましては、都道府県が講習会を行うことになっております。試験を行うものが講習会を兼ねて行うというところは適当でございせんので、講習会は民間の団体等が行われるということになるかと思ひます。したがって、総体的に見て、都道府県の事務については特に増加することはないかろうというように考えておるわけでございします。

○馬場富君 試験制度というのは、これは自治体が行うんじゃないですか。その点全然予算なしにできませんか。

○政府委員(出原孝夫君) 試験につきましては、試験の手数料を取つてやつていただくことになりまして、そういう意味におきましては都道府県の予算に収入、支出とも計上する必要があるかと思ひますけれども、受験料と、試験に要する経費とが、ほぼ見合うような形で予算が組まれるというように考えております。

○馬場富君 次に、現在銃砲刀剣法の改正の審議がなされておりますが、銃刀所持許可の三年ごとの更新も考えられておるようでございますけれども、今回の狩猟免許制度を実効あるものにするためにも、やはり銃刀法の強化は必要であるということも考えるわけでございします。この点につきまして、銃刀法による講習会制の銃刀所持許可制と今回の法案との関係をどのように考えてみえるか、警察庁の方から御説明願いたいと思ひます。

○説明員(柳館栄君) 現在、銃刀法で許可をする場合には、欠格事由がないかどうかということと、ただいま御指摘のありました講習を行つておるわけでございします。で、この講習は、猟銃等講習会といふことで呼んでおりますけれども、最初銃を所持する場合には、テストつきの講習を行うわけでございします。以降、更新するたびごとに三年ごとでございしますけれども、そのたびご

とに講習を受けていくという制度を新しくつくりたいといふことを考えておりました。そういうことで、銃の取り扱いの安全という観点から申し上げますと、私どもの今回の改正で十分目的を達することができるとは思ひませんが、考えておる次第でございします。

○馬場富君 じゃ、その点、環境庁にお尋ねいたしますが、いま警察庁の方からそういう御説明がございましたが、それと並行いたしました今回の法案が出るわけでございしますが、この狩猟免許制度の問題につきまして、その点との兼ね合いはどのように考えてみえるか、御説明願いたいと思ひます。

○政府委員(出原孝夫君) 警察庁の方で銃刀法の改正をまた願つておるわけでございしますが、私どもの方の場合には、免許を新たに与える場合に、適性、技能及び知識について審査をするということになるわけでございします。その中で、技能につきましては、銃刀所持の許可の際にも相当程度の確認がなされるというように承知をいたしておりますので、そのような扱いを踏まえまして私どもの方の技能の審査等も考えてまいりたいというように思つておるわけでございします。

○馬場富君 今回の狩猟免許制度は新設でございしますが、旧来からの所持法によつての有資格者が、当然今度の対象にもなつてくると思ひますが、この資格者についても、今後やっぱり再資格のような形になつてくると思ひますが、この点での配慮はどのように考えてみえるか、お尋ねいたします。

○政府委員(出原孝夫君) これは、経過的な措置としてはいろいろ考えるべきであらうと思つておりますが、基本的には、私どもの方の鳥獣保護法におきます従来の都道府県で出しております免許と、それから新しい法律に基づく免許との関係がございします。その意味におきましては、経過的には、過去に現行法によつて免許を持っていた者に、つきましては審査の特例を設けるということ、規定の講習を受け、かつ適性の検査を受けた者に

ついては、これを改正法による免許を受けたものと見なすというように考えたいというように御提案を申し上げておるわけで、そういう考え方に沿つて処置をしてみたいというように思ひます。

○馬場富君 この点の配慮も結構ですが、やはり今後の安全性の強化のためにも、今回の免許制度については、事故統廃等やそういう問題等もあつて今回の措置に及ぶわけでございしますから、そういう点はひとつ厳重に強化をされて、その点に對処されたいと、この点どうでしょうか。

○政府委員(出原孝夫君) 御指摘のように、審査に当たりまして十分配慮いたしまして、事故の防止に努めるようにいたしたいというように考えております。

○馬場富君 今回の改正法案によりますと、狩猟者の登録制度を新設するが、その中で、登録できない要件の一つに、「狩猟ニ因り生ズル危害ノ防止又ハ損害ノ賠償」について一定の「要件ヲ備ヘザルトキ」とあるが、これは具体的にどのようなことを指しておられますか。

○政府委員(出原孝夫君) この点につきましては、むしろ重点を損害の賠償についての一定の要件ということを中心と考えております。その内容としては、現在実行上行われております猟友会におきます共済制度でございしますが、これは死亡事故あるいは大きな事故のあった場合に、最高二千万円まで共済制度で補償されるということがございします。それ以外のものにつきましては、民間の保険会社がやつておられますハンター保険に加入をして、同様の備えをしておる人もあるわけでございしますが、これを法律的に確認をする一つの根拠といたしまして、登録の際に一定の要件を、ということ、こういった事柄について十分な配慮がなされておるかどうかを確認した上で登録に当たるようにいたしたいというように考えております。

○馬場富君 じゃ、その点につきましては、事故の被害者の補償のためにも、いま自動車等に設け

られておるような強制保険のような、そういう点も考えられておるかどうか。

○政府委員(出原孝夫君) 自動車の損害賠償保障保険につきましては、対象も非常に大きいこととございますし、こういった形で強制保険の制度を採用しておられるわけでございますが、ハンターにつきましましては、いま御提案を申し上げておる規定を設けることによって共済制度もしくは民間のハンター保険に入っておると、そして、その金額についても十分に登録の際にチェックをすることによって実質的に確保することが可能であらうというように私も考えて御提案を申し上げます。

○馬場富君 次に、鳥獣保護の特別保護地区に關しての写真撮影等の規制につきましては、これは學術的な調査等、そういう問題についての妨げにならないかどうか、この点どうでしょうか。

○政府委員(出原孝夫君) この規定を設けることを御提案申し上げました基本的な考え方は、最近特に観光客等の方々が、鳥が巢を営む時期に、撮影等のために入っていくというふうなことがふえておるようでございますので、そういうことを御遠慮願うということとを可能にする趣旨で設けるものでございます。學術研究につきましては、それが良識を持って行われる限りにおいて、私もそれは方針といたしましてそれを妨げるというふうなことは考えておりませんで、また、現地におきましても、そういうことのないように十分指導してまいりたいと考えております。

○馬場富君 次に、銃猟制限区域について、銃による狩猟制限というのは具体的にどのようによ考慮してみえるのですか。

○政府委員(出原孝夫君) 銃猟制限区域における具体的な規制内容でございますが、具体的に申し上げますと、たとえば休猟区あけの場合に、そこにハンターがどつと集まるというふうなことのたために、一時的に非常に危害を及ぼすようなことがあるというふうなことがございます。現行の制度では、銃猟の禁止区域を設けることはできません

が、一時的に制限をするという形で規定がございませんで、そういう形で、一時的に制限をして、ハンターの数が調整されるようにいたしました。その方法につきましては都道府県知事にある程度お任せをすべきであると考えておりますが、たとえば先着順でございましてかあるいは抽選によるとか、あるいは地元と地元以外の方々の割り振りをするかといったような問題もあるかと思ひますが、かなりな程度におきましてそれぞれの地方の実情に応じて知事に御判断いただくという必要があるかと思っております。

○馬場富君 次に、鳥獣保護法の設定につきまして、現在どのような手続によって認可されていきますか。

○政府委員(出原孝夫君) 鳥獣保護法の設定につきましては、都道府県設の鳥獣保護区を設ける場合と、それから国設の鳥獣保護区を設ける場合がございまして、手続の内容を詳細に申し上げますとこの地区を保護区に指定する必要があるというふうな場合には、私どもの行政では、それがすべて県なりあるいは国なりの所有の土地にかかるといふのは県にいたしまして、その土地を所管しておる部局が違ふ場合もございまして、したがって、関係のところがそれについての合意を得る必要がございまして、また、鳥獣保護法の内部の手続といたしましては、地元の方々に、そういうふうなおよそのめどがついた段階におきまして公聴会を開いて、その公聴会で地元の方々の御意向を十分に承知をした上で、関係の審議会に諮って審議会の御了承を得るといふような事務的な手続を経るわけでございます。

○馬場富君 この点、外国等については、鳥獣保護法の設定については、たとえば、先ほどおっしゃったような、自分の持ち山であるとか、そういうところの禁猟については自由に行われるような状況になっておりますが、そういう点日本もやはり自分自身で禁猟の区域の問題を提起するわけで

すから、そういう点についてはもっとこれは柔軟性を持つべきではないかと考えますが、どうでしょうか。

○政府委員(出原孝夫君) これは、それぞれ国の歴史と国情がございまして、具体的に申し上げますと、たとえば森林における鳥につきましても、日本ではその鳥の所有権というのは明確ではございせん。外国では、自分の土地の木にとまつてゐる鳥は土地所有者に一応所有権があるというふうな国もあるようでございますので、これらのことを勘案しながら整理をする必要がございまして、その点は御理解をいただきたいと思ひます。

○馬場富君 この点については、いまの説明はわかりませんが、もっと前向きに検討する必要があると思うが、どうでしょうか。

○政府委員(出原孝夫君) それにつきましては、いま私が御説明を申し上げましたように、現行の制度といたしまして、特に国あるいは都道府県といった公共団体が、審議会という学識経験者の御意見を聞きながら設定するということがございまして、個人の方がそういう御意向を持つておられるという場合には、そういうふうな制度の上に乗つかつてみて、なおかつ可能であるかどうかという検討をした上で答えを出すべきものであるかと存じます。

○馬場富君 次に、かすみ網の点について質問をいたします。

法規制がこの点についてはなされておりますけれども、いまだにやはり全国的にこういうような問題が後を絶たない、こういうような状況でございますが、これにつきまして、この取り締まりについてどのように考えているか。

○政府委員(出原孝夫君) 御指摘のように、かすみ網を使用することは、すでに猟法としては禁止をされております。ただ、実際に密猟が行われておるといふことは事実あるようでございますので、そういう面での取り締まりにつきましては、遺漏のないようをお願いをいたしたいというふうに考

えております。

○馬場富君 この点は、日本の被害もそのように出ておりますが、外国からも、特に日本に強く要望されておると、特にイタリア関係の鳥類保護団体等からは、この日本のかすみ網が輸出されて、外国で被害をまき散らしておるといふのが、強く日本の野鳥の会等にも訴えられてきておるわけでございまして、そういう点について、先般環境庁の鳥獣保護課長にその点について強い申し入れがあったと聞きますが、この点についてどのような配慮がなされておりますか。

○政府委員(出原孝夫君) かすみ網につきましては、一つは、鳥獣保護法において、猟法として使うことを禁止をいたしておりますが、ただ現実の状況では、漁網用としてつくられた網が、一部の地域において、それを裁断した上で、かすみ網のようになつて使つておられるというふうなこともあるというふうな聞いております。それからもう一つは、有害鳥獣の駆除あるいは標識調査等のために、専門家の方が野鳥をつかまえるというところのために、かすみ網を使われる場合がございまして、そういう意味では若干必要があるのでございますけれども、ただ、この問題はそれとは別に、網そのものを売る、売らないの問題になつてまいりますと、これは要するに流通面における規制の問題になつてくるわけでございます。で、環境庁といたしましては、通産省と協議をいたしまして、鳥獣捕獲の特別許可証のない者にはかすみ網を売らないというところで、関係者に対して指導をしていただくようにお願いをしておるところでございます。

○馬場富君 その点は、指導よりも販売について、やはりはっきりと前向きに禁止していくという形でのチェックという方法を考えるべきだという要望が強いんですが、この点はどうでしょうか。

○政府委員(出原孝夫君) そういう御要望の強いことも承知をいたしております。基本的には、流通関係を規制する通産省の権限に属する事柄でござ

ございますが、私どもの方といたしましては、鳥獣捕獲の特許許可証のない者にかすみ網を売らないようにということでの指導を強化することによって、できるだけ目的を達していきたいというように考えております。

○馬場富君 このかすみ網と並行いたしました、環境庁の方にも申し入れられて御存じだと思いますが、石川県の河北潟等についてはカモ網の問題がかなり大きい問題になってきておるわけです。その点につきまして、このカモ網の狩猟については許可をされておる面もございますが、数量等のチェックについて大分問題があるんじゃないか。まあ全然なされてないと言つて差し支えない。それからもう一点は、この網によつて禁猟のワシ、タカとかあるいはコミミズクとかツルシギ等が捕獲されたという事実も、これきちつと環境庁の方に申し入れられておるわけですが、こういう問題についてどのような対策を考えてみるか。

○政府委員(出原孝夫君) 特に北陸の方面におきまして、張り網によりましての猟法が乱に流れておるといふことにつきまして、私どもも承知をいたしております。先般当局の鳥獣保護課長を現地に派遣をいたしまして実情を調査をいたしますとともに、特に張り網の実施の実態につきまして、相当数多くの張り網を、管理が不可能な程度に数多くの張り網を張つておられるというふうな方もあるようでございますので、そういった面を含めまして、十分に、そういった乱に流れた捕獲の方法がとれないように指導してまいりたいというところで、県を督促をいたしておるところでございます。

○馬場富君 いま県を督促するという話がありましたが、全然これは現場についてはノーチェックですよ。

それから、期間中に二百羽という制限もございしますが、こういう点は御存じでしょうか。

ります。

○馬場富君 これはもつと積極的な態勢でやつてもらいたい。いま私の手元に、昨年十一月の十六日から二十五日までの金沢中央市場に出たカモの量がここに載つています。これ、この地域からしか出荷しないんですよ。それが、この制限が二百羽だという状況からいって、こういうもの一つ見てみても、はるかにこれはこの量を上回つておるといふことがわれわれわかるわけです。そういう点について、地元の保護団体等の関係において、全然対策も立てられないというふうなことで強い不満があるわけですから、この点ももう一遍、県を指導するとかそういうことでなしに、もつと具体的な対策をひとつ示してもらいたいと思ひます。

○政府委員(出原孝夫君) 先ほど申し上げましたように、監視体制の強化等が必要であると考へておりますので、先生御承知のように、鳥獣保護の行政の相当部分は県にゆだねられておるものでございします。したがって、県が十分にその衝に当たれるように国が強力に指導するということが必要であるかと考へます。その意味におきまして、十分関係県と打ち合わせをいたしたいというように考へております。

○馬場富君 じゃあ、この点については、一遍環境庁が担当の県と連絡をとつて実態をよく掌握されて、そして、それに基づく体制というものを考へてもらいたいし、その点についての状況も御報告いたしたいと思ひますがどうでしょうか。

○政府委員(出原孝夫君) 先ほど御答弁申し上げましたように、私どもの方の鳥獣保護課長が自分で出向いていきまして実情を調査した経緯もございします。今後とも強力な指導を継続してまいりたいというように考へております。

○馬場富君 次に、現在鳥獣保護のために、環境庁の委嘱によつて各道府県に鳥獣保護員というものが設けられておりますが、これはどのような目的で設置されたか、説明してもらいたいと思ひます。

○政府委員(出原孝夫君) 鳥獣保護員につきましては、飼ひ鳥の問題でございしますとかあるいはそれぞれの地域における普及宣伝活動等のために設けられるものでございまして、根拠は鳥獣保護法にあるわけでございますが、これらの保護員の任命につきましては、地元の市町村長の推薦等によつて行われているところが多うございします。

○馬場富君 いや、その地元の市町村長の推薦によつてどこが決定し、どのような目的か、もう少しはつきり言つてください。

○政府委員(出原孝夫君) 任命をいたしますのは都道府県知事でございます。それで、それらの多くの人は長年の狩猟の経験なり、あるいは鳥獣の保護に関する認識の深い方々ということでお願いをしておるわけでございます。

○馬場富君 私は鳥獣保護員の内訳をずっと全国的に見てみましても、鹿児島県のようなところにおきまして、九割ぐらいがハンターの方々が入つていらつしやる。まあ全国的にもそういう関係が多いわけですが、この現状とあわせまして、鳥獣保護の立場からいっても、やはり鳥獣保護の運動家やそういう関係の方をもっと参加させるべきじゃないかと、こう思ひますが、この点どうでしょうか。

○政府委員(出原孝夫君) 方針といたしまして、都道府県に對する指導につきましては、先ほどから申し上げたとおりでございますが、現実の実態が御指摘のようなことになっておるといふことがございします。

で、鳥獣保護員の業務の中には、狩猟に関する取り締まりの補助をするということもございします。ハンターの経験者が悪いというわけではございしませんけれども、やはり狩猟の経験者と、それから保護に当たつておられる方との人数の上でのバランスがとれるというところは重要なことであるかと考へますので、御指摘のような状況は、私どもも必ずしも望ましいことではないと考へておりますので、バランスのとれるような任命を図るよう指導をいたしてまいりたいというように考へております。

○馬場富君 次に、この法案の中で、特定の鳥獣の輸入に関しては、相手国の輸出証明書の添付を要することがこの条項の目的とされているわけでございますが、これにつきまして、このチェックというのは、技術的にこのような体制ができるかどうか。

○政府委員(出原孝夫君) これの技術的なチェックというのは、実はなかなかむずかしい面がございします。したがって、法的にだけ規制するといふことはむずかしい面もあるかと存じますので、私どもはこの改正法案が施行される段階になりまして、業界その他輸入業者等の関係方面の御協力も得たいということ、内々そういった面でお話し合いを進めておりますので、私どもはそういった面を含めてチェックをすることが可能であるというように考へております。

○馬場富君 この点、鳥獣保護とあわせまして、欧米の方がやはり日本よりも、いろんな状況を調べてみましても、積極的な点が多いわけです。たとえば、外国では、数少ない、繁殖の弱い動物だとか、こういう問題については、輸出入の禁止をするためにワシントン条約の加盟ということがあ

るんですね。先進国は、四十カ国が加盟して推進されておりますけれども、日本はこれについての加盟はまだないわけですが、この点どうでしょうか。

○政府委員(出原孝夫君) 絶滅に瀕しております鳥獣及びその製品の輸出入に関する規制についてのワシントン条約につきましては、御指摘のように、すでに四十数カ国が調印を終えておるものでございします。これは、一九七三年に採択をされ

ておりますが、まだ批准をしていないという現状でございます。環境庁としましては、できるだけ早期に本条約の批准が行われることが望ましいと考へておりますけれども、問題はむしろ商取引に関する問題が大きくございします。環境庁の所管以外の事柄が多うございします。したがって、

て、現在外務省を中心いたしましたいろいろな御検討を願つておるといふ段階でございます。

○馬場富君 次に、同じく野鳥保護の運動等については、やはり欧米諸国の方が前進しておるといふ、その一つにはあのサンクチュアリ運動というのが盛んに行われております。こういう点について、各国とも積極的にやはりこの運動を通して、

国が補助、助成を行つて鳥獣保護に力を入れておるわけでございますが、こういう点、日本はさつぱり何にも考えられてないと、そのためにやむを得ず愛鳥家の方々がみずから街頭に立つて募金運動を行なうからこの点にいま取り組もうとしておるわけです。こういう点で、実は日本の対策はお粗末じゃないかと、この点はどうでしょうか。

○政府委員(出原孝夫君) 鳥獣の保護に關しましては、政府の施策と、それから民間の鳥獣保護に御熱心な方々の努力と相まって進むべきものであると考えております。政府におきましても、環境庁発足以来一課を設けて鳥獣保護につきましても、前進を図るということで進んで来ておるわけでございしますが、御指摘の、重要な鳥が生息しておるといふようなところにつきましては、国設の鳥獣保護区の特別保護区として買い上げをするといふことも措置としては可能でございます。この制度といたしましては——制度ではございませんが、措置といたしましては、発足してまだ間もないことでございますが、漸次充実強化を図つてまいりたいというように考えておるわけでございします。

○馬場富君 いや、いま私が質問したのは、そういうことで結局国がそういう問題等についても積極的な助成が行われないから、やはりそういう運動等については、野鳥の会などがみずから募金運動等によつて賄おうとしておる、そういうのがいまの日本の実態だから、それについて、国としてもやっぱり何らかのこれに対する前向きな対策を考へるべきだと、たとえば、外国等においては、環境庁の中に専門担当官等を置いてこれに対処させるとか、そういうようなことまで配慮されてお

るわけですが、やはり日本においてもそういう点で、こういう運動が起つておるわけですから、そういう愛鳥家たちの運動が、實際募金運動なんかも始められておるわけですから、これに對してやはり国としても何らかの対処をしなければならぬと思うんですが、どうですか。

○政府委員(出原孝夫君) 民間の愛鳥家の方々の御熱意につきましては、私も非常に感謝をいたしておるところでございます。で、先ほどからも申し上げましたように、国といたしましての土地買ひ上げの制度は、いま申し上げましたように、発足早々のところでございますので、これを充実強化することがまず先決だと考えておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

○馬場富君 次に、科学技術庁の資源調査会の、都市生活環境の保全と森林に関する調査報告の中に、わが国の最近の経済成長が都市環境を破壊したことが大きく報告されて、その中に、都市付近の森林と野鳥が自然の形で維持されるということにより都市生活のもたらすストレスの解消やあるいは慰安等にも大きな心理的影響を及ぼすといふことの効果を強く主張しておるわけでございしますが、こういう点の考え方といたしまして、現在の保護地区の維持並びに拡大についてはどのように考へてみえますか。

○政府委員(出原孝夫君) 都市地域におきましては、たとえば公園地域等につきましては本来狩猟を禁止されておる地域でございますが、さらに積極的に鳥獣保護区を設定してその保護を図るといふことも必要でございます。ただ、他の土地利用との関連もございまして困難な問題ではございしますけれども、生活の環境を改善する上に野生鳥獣は重要な役割りを果たしておりますので、私どもは第四次鳥獣保護事業計画においてもできるだけ鳥獣保護区を都市地域においても設定するようにと、これは誘致地区、鳥を誘致する保護区としての設定を図るようというところで都道府県を指導いたしておりまして、現在県設の、都市における野鳥誘致のための鳥獣保護区は三百二十七カ所、

国設が十八カ所、合計で三百四十五カ所設けておりますが、なお、この点につきましては、今後とも充実強化を図つてまいりたいと考えております。

○馬場富君 それでは、この保護地区に對して、環境庁の年間予算はどのぐらい出してまいりますか。

○政府委員(出原孝夫君) 特別にこれだけを取り上げての予算というものの金額を準備はいたしてございせんが、こういう保護地区につきましては、それぞれ主として県の事業——三百二十七カ所は県でございしますから、県の事業として、県の予算でその整備等について実施をいたすというようなことになつておるわけでございます。その整備の内容と申しますのは、標識を設けるとかあるいはその地域の人たちによくわかるように解説をつけるといったような、あるいは必要に応じて巢箱を設けるといったような事務でございます。

○馬場富君 予算額はどうか、額は。

○政府委員(出原孝夫君) 国の方のものとしたしましては約千五百万、細かくは集計いたしておりませんので、大体千五百万程度と御承知いただきたいと思ひます。それから、都道府県の昭和五十一年度の鳥獣保護区の設定費として計上されておりますものの総額が約六千七百万でございます。

○馬場富君 この予算と對照的に、いま私が質問いたしました内容とあわせて、ちょうど運輸省が観光レクリエーション地域という、非常に鳥獣保護とあわせて最も関係のある地域でございします。この五十二年の予算だけでも二億円を超過するような補助金を出しておるわけですね、予算でなくて補助金をね。こういうような見地からいたしまして、この保護地区の拡大やそういう推進も結構ですが、それをやはり保護育成していく意味で、そういう補助や推進のための予算というものはもつと積極的に考へなければ、これは本當に看板だけに終わつてしまふ問題ではないか。かつこうだけつけておるといふそういう体制ではないかと、こう考へるわけです。この点ひとつ長官の

しつかりとした御答弁を願ひたいと思ひます。

○国務大臣(山田久就君) ただいま非常に実質的な御指摘をいただきましたことにありがたうございました。要は、実を伴ふことの裏づけということでございします。で、実質的にこの保護地区といふものの拡大充実ということについてのひとつ予算的な裏づけ、われわれとしても十分努力させていたしたいと思います。

○馬場富君 終わります。

○柳澤謙造君 なかなかこの種の問題というのは、私もそれほど知識がある方ではないんですから、そういう点では初歩的なところから幾つかお聞きをしてみたいので、よろしく願ひしたいと思ひます。

第一にお聞きしたいことは、この鳥獣保護区、さらに特別保護地区、そういうことを決めていくわけですが、大体何カ所ぐらいあつてどの程度の面積になるのか。で、日本の国土の面積全体の何%ぐらい占めるのか、それをお教えいただけますか。

○政府委員(出原孝夫君) 昭和五十一年度におきまして、鳥獣保護区の数は一、千七百五十カ所、二百七十四万ヘクタールでございます。これは国土面積の七・四%を占めております。

なお、若干詳しく申し上げますと、その中に特別保護地区が指定されておりますが、それは四百八十六カ所、十六万ヘクタールでございます。

これは国土面積の〇・四%でございます。

○柳澤謙造君 さらに今度、「都道府県知事は、期間を定めて銃猟制限区域を設けることができる」とあるんですけれども、その制限区域といふのはどのくらい面積になるんですか。

○政府委員(出原孝夫君) 現在の制度におきましては銃猟制限区域はございせんので、今回御提案申し上げております銃猟制限区域についての御質問かと存じますが、先ほど申し上げましたように、休猟区の満了等、生息状況を見ながら設定することが望ましいと考へておりますので、この点につきましては、なお制度ができました上で各

都道府県の実情等を承知した上でということになりますので、どの程度の面積になるかは正確に申し上げられる段階ではございません。

○柳澤鍾造君 見通しといたしますか、その見当がついているならば聞かせていただきたいし、それともこれができるかというのなら結構ですけれども。

次には、この改正で、狩猟者の免許更新のときにいろいろ講習をやったり審査をするところにあるんですけれども、どの程度の講習をやっているかという審査をするのか、その内容を知りたいわけです。

○政府委員(出原孝夫君) 具体的にはまだ私どもの方も成案を得ておりませんが、従来、免許を与えます際に、試験をしないで講習ということをしてきたのでありますので、その試験にかんがみまして、従来程度以上におお、新しい試験制度に入る前の者につきましては十分厳重な講習を済ませた上で新しい免許を得ていただきたいというように考えております。

それから、三年後の更新につきましては、今回の試験を見た上で、さらに改善すべきものを改善した上で決めてまいりたいというように考えております。

○柳澤鍾造君 その最初に免許を与えるときは適性検査が行われるわけでしょう。この「狩猟免許試験は、住所等を管轄する都道府県知事が狩猟に関する適性、技能及び知識について行う」と、その「適性」のところですね。ほかのところは大體見当がつくのですけれども、どういう内容ですか。

○政府委員(出原孝夫君) 失礼いたしました。私、先ほど申し上げましたのは、経過措置として従来持っておる人たちに對する検査を含めて申し上げておりましたのですが、適性検査につきましては、たとえて申し上げますと、目の検査、それから聴力の検査。あるいは銃を扱う方々につきましては、銃を扱うに必要な、要するに四肢の状況でございますとかいったようなことが対象にな

るかと思ひます。視力につきましては、たとえて申し上げますと、これは現在自動車の運転免許の際には矯正視力〇・七というのがその限界になっておるようでございますが、それらを参考にしながら、なお専門家の御意見を承けて決めてまいりたいというように考えております。

○柳澤鍾造君 それ聞いてゐるのは、何と申すのですか、非常に事故が多いんでしょ、いままでも死亡する、死亡とか、命を落としてしまふ人もかなり出るといふことを聞いてゐるわけなんです、いままでの実績からいふと実績なんという言い方おかしいんだけど、そういう死亡事故だとか、重軽傷とか、そういうのがどの程度出てくるのか。そして、そういう死亡事故の場合にはそれが刑事事件になっていくと思ふんだけど、どういう扱いになっていくのか。その辺、少し詳しく聞かせていただきたいんです。

○政府委員(出原孝夫君) 事故の件数といひましては、昭和四十五年ごろがピークでございまして、総件数が二百三十件程度ございましたが、昭和五十一年では百二十六件、大體百三十件前後にまで下がつてきております。

その中の死亡事故は、昭和五十一年で申し上げますと十件でございます。昭和四十五年、四十四年、あるいは四十三年がさらに多うございまして死亡事故が二十九件ございました。したがしまして、ある程度改善の状況は見られるわけでございますが、今回さらにこれを減らすように努力をいたしたいというところでございます。

それから、こういう事故を起こした場合に、一つは、鳥獣保護法の違反としての狩猟免許の取り消しの問題がございまして。現実、狩猟免許の取り消しをされてゐる者もございまして。

それから、刑法上の問題といたしましては、業務上過失致死傷の罪に該当するものと考へられますが、具体的な数字はちよつと承知はいたしておりません。

○柳澤鍾造君 その業務上過失致死罪ということと問われることはわかるんですよ。だから、實際

にそうなるって、そのケースによつていろいろ違ふだらうけれど、一般的にどういふ結果になってゐるのかですね。

○政府委員(出原孝夫君) 刑法の第二百一一条では、「五年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ二十万円以下ノ罰金」といふことになっております。

○柳澤鍾造君 もういいですけれども、いまでも言つてゐるうちに、刑法のことを聞いてゐるんじやなくて、少なくとも年に十件の死亡者を出すような——これはまあハンターの数からいへば微々たることだといふことになるかも知れぬけれども、しかし、それにしてもかなりの人がそういう形で命を落とされてゐるわけなんです。重軽傷者になつたらもう多うございましょう。何百人という人が毎年そういう重軽傷を負つてゐるわけなんです。だから、死んだ場合に業務上過失致死になつてゐることはわかつてゐることなんで、刑事事件に問われるだろうが、大體最終的には、その裁判の判決がどういふ状態になつて結末がつけられてゐるのかということが、私知りたかつたわけなんです。

○政府委員(出原孝夫君) 申しわけございませんが、すべてについての調査を追跡したケースがございせんので十分承知をいたしておりませんが、現実に行われておるもので、個別のケースとして承知しておりますものは、死亡事故で罰金十万円程度というのがあるようでございます。

なお、免許は、死亡事故等大きな事故を起こした者は、すべて免許取り消しになっております。

○柳澤鍾造君 じゃ、次に、いわゆる一九七一年の二月、イランのラムサルで結ばれたいわゆる通称ラムサル条約と言われているわけなんです。これはまだ日本は加盟してないんだけれども、これについての取り組みといひますか、加盟する考えがあるのかどうかと言つた方が早いと思ひますが、それについて。

○國務大臣(山田久就君) 御承知のように、ラムサル条約は、水鳥の生息地等保護するといふうななきわめて重要な条約と考へております。した

がつて、環境庁としては、できるだけ早期に条約を批准する方向といふことで、湿地の選択等も始めておりますけれども、事務当局にそれを督促いたしてゐるような現状であります。

○柳澤鍾造君 じゃ、早期に批准をして加盟したいと考へてゐるのだという判断をしてよろしいというわけですね。

○國務大臣(山田久就君) そのとおりでございます。

○柳澤鍾造君 次に、いろいろトキとかアホウドリとか、コウノトリとか、いわゆる絶滅寸前にある鳥のことがよく話題になるわけなんですけれども、大體日本の中で何種類くらいそういう鳥がおるのか。

で、具体的に、それらの絶滅を防ぐ意味でどういふ対策がとられてゐるのか。さらに言うなら、そういう対策を講じるために予算上は大體年間どのくらい計上しておやりになつてゐるのかということ。

○政府委員(出原孝夫君) 本邦におきまして、絶滅のおそれのある鳥類といたしましては、トキ、タンチョウヅル、ニホンライチョウ等二十八種を、特殊鳥類といたしまして特殊鳥類の保護等の規制に関する法律に基づいて定めております。それから、けだものにつきましては、ニホンカワウソ、アマミノクロウサギ、イリオモテヤマネコ等が特別天然記念物として指定されておまして、これらを絶滅のおそれのある鳥類として取り扱つております。

これらの鳥獣の保護を図るために、タンチョウヅルの保護対策につきましては、昭和四十八、四十九年に対策の調査をいたしております。また、イリオモテヤマネコにつきましては、生態及びその保護に関する研究を昭和四十九年度から五十一年度にわたつてやり、あるいはまた、ライチョウ等についても、委嘱調査等を行うなどの調査研究を行つております。

昭和五十三年度の予算では、特定鳥獣増殖対策検討費といたしまして四百八十九万九千円を見込

んでおりまして、アマミノクロウサギ、イリオモテヤマネコ、トキ、ハジメメグロ、ルリカケス、カラスバトなどを対象に予定をいたしております。なおまた、特定鳥獣の保護対策費といったしましては四千九百万円を計上いたしております。

○柳澤鎮道君 わかりました。

長官、最初に私も言いましたように、私たちも非常にこういう点については認識の足りない点がたくさんあると思うんです。それで、環境庁の皆さん方にしても、ここへお出しになっているこれは、昭和四十七年の十月十三日に諮問をしたのがやつとことしの一月に答申をされているわけなんです。ですから、環境庁長官から諮問されて、それが五年以上もたなければ答申が出てこないというところに、私はやはり日本の国のこういう種の問題におくれがあるのだと思うんです。

それで、これは私自身が、答申が出た後に新聞で非常に感銘を受けたんで、若干、その点を私読んでみたいと思うんです。で、長官もそれお聞きになっていただいて、どういうお感じを抱くか、もし御返事がいただければと。私は無理にこれは申し上げませんけれども、財団法人日本野鳥の会の理事をしている山口正信さんという方が新聞に投稿している内容なんですけれども、

環境庁は、わが国の野生生物の生息調査を全国的な規模で行うことになったと伝えられた。

この計画は、その成果によつては、環境行政にある程度の評価が期待できるかも知れないが、従来の国の姿勢からみると、これが自然保護行政に機能し、発展して行くとは考えられないし、その扱い方によつては、採集屋や密猟者へのデータ提供になりかねないとの危惧(きぐ)をもたざるをえない。

私は、昭和四十七年に来日したアメリカ・ウィスコンシン州の国際ツル保護財団(I・C・F)のG・アーチボルド博士から、北海道根釧原野に生息する国の特別天然記念物タンチョウの生息域の将来性について、先見性にとむ科学的な提言をうけ、四十八年一月、三木環境庁長

官(当時)に日本野鳥の会の中西悟堂会長とともに会い、釧路湿原におけるタンチョウの保護について、当時まだ健全であった原生自然環境ぐるみの保全を要望した。

それによつて、現地調査のための予算措置がとられ、調査だけはおこなわれた。しかし、国は調査のしっぱなしで、今日まで保全についての行政的手打ではなされてない。見さかいのない開発がすすみ水位は乱れ、原生自然は失われつつあり、タンチョウの生息域は狭められる一方にある。調査だけをなんどおこなつても、乱開発は止められない。

昭和五十年、G・アーチボルド博士は再び来日し、さらに極東地域のツル類の調査と保護を目的に訪韓し、三十八度線非武装地帯に小群ながら越冬中のタンチョウをはじめ、わが国では現在十羽にまで減り、絶滅の悲運にあるトキ四羽の生息を確認し、韓国に渡来するツルの保護対策を提言した。

これをうけて韓国政府は、ツル保護委員会を発足させ、非武装地帯以外のツルの生息地三千三百平方キロメートルを天然記念物地区に指定し、ツルのサンクチュアリー(聖域)を創設した。

韓国のその後の実情を調べた同氏は、二百六十羽のタンチョウ、二千羽のマナヅル、十萬羽を超すガンの生息を確認し、韓国政府の自然保護行政を称賛していた。

間は飛ばしまして、最後にこの山口さんが言っているんですけれども、

全地球的感覚で各国の湿原を保護しようとするラムサール条約、各国の貴重な生物の輸出入をチェックしようとするワシントン条約など、わが国はすべて加盟していない。

円が高い安い、の論議も結構だが、それらを超えた永遠の日本の姿はどうあるべきかを私たちは政治の場で選択する権利と、そのうらに義務があることを忘れてはならないと思う。

私は読みまして非常に感銘を受けたんです。い

かにも日本の国がこういう問題についておくれしているんだなと。そういう意味においては、今回のこの法案についても早いところ成立をさせなければいけないし、先ほどの条約なんかの加盟もお進めをいただきたいと思うんで、そういうことを要望申し上げて、もし長官から何かあればお答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(山田久就君) ただいまお読みいただきましたけれども、先ほどのラムサール条約を初めといたしまして、この種のものには非常に国際的な協力というものにまたなきやありませんし、また、世界の中において、日本という国民に対する評価、これが国際的にもいろんな意味から重要視されているいま世の中に、そういう意味における実証の一つにも相なるわけなので、そういう観点からこれに対処していかなくてはいいけない、こう考えておりますので、これまでのいろんないきさつ、また後でよく説明させたいと思ひますけれども、方針としては、ひとつ非常に前向きで善処していきたい、こう考えております。

○柳澤鎮道君 終わります。

○委員長(田中寿美子君) 本日の審査はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後二時三十六分散会

昭和五十三年五月六日印刷

昭和五十三年五月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

Z